

(法責521)

平成 17 年 3 月 11 日

郡市区医師会長 殿

日本医師会

常任理事 藤村 伸



日医医賠責特約保険「平成 17 年 7 月加入手続要領
(加入依頼書)」の配布方依頼について

日医医賠責特約保険の加入手続等につきましては、貴会の多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 17 年度の加入手続（保険開始；平成 17 年 7 月 1 日）に関し、「平成 17 年 7 月加入手続要領（加入依頼書）」用紙の送付部数および一括送付先について、都道府県医師会にご照会いたしましたところ、貴会あてに日医から直接送付のご依頼があり、別便にて送付の手配をいたしました（1 枚目の手続要領が黄色の用紙）のでご連絡申し上げます。

今回の加入手続スケジュールは、別紙のスケジュールに基づき実施いたしますので、会務ご多端のところ誠に恐縮に存じますが、特約保険未加入 A 会員に対する特段のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、平成 17 年 7 月加入受付の会員向け案内は、日医ニュース第 1045 号（平成 17 年 3 月 20 日付）に掲載する予定ですので、ご参照ください。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明

未加入の方で加入ご希望の方は、加入手続きの用紙が当医師会事務局にございますので、ご連絡下さい。

追記

「個人情報の保護に関する法律」が平成 17 年 4 月 1 日から全面的に施行されるに伴い、各依頼書の 2～6 枚目には下記文言が追加印刷されております。

記

(表面上部)

なお、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意いたします。

(裏面)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である社団法人日本医師会は、幹事保険会社*に本依頼書に関する個人情報を提供いたします。

幹事保険会社は、本依頼書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、本契約に関する個人情報の利用目的に必要な範囲内で、業務委託先、他の引受保険会社等に提供し、保険引受の判断、本契約の管理、保険金支払等の履行のために利用させていただきます。本手続きを依頼するにあたり、幹事保険会社が上記目的のために個人情報を提供・利用することにつき同意いただきたくお願い申し上げます。

*幹事保険会社；東京海上日動火災保険㈱

以上

特約保険加入手続スケジュール (保険開始：平成17年7月1日の場合 継続を含む)

< 日 程 >

都道府県医師会

日本医師会

3月下旬

- ・都道府県医師会に「加入手続要領(加入依頼書)」を送付

4月1日

- ・加入手続の開始

A会員に「加入手続要領(加入依頼書)」を配布

*

- ・3月現在の加入内容にもとづく「自動継続内容明細表」が日医から送付される。
- ・満期を迎える加入者の申し出による脱退、加入内容の変更手続

*

- ・3月現在の加入内容にもとづく
①「自動継続案内はがき」を作成、会員あてに送付
②「自動継続内容明細表」を作成都道府県医師会あてに送付

5月16日

- ・加入依頼書締切
(継続分の脱退、変更手続きを含む)
- ・第一次加入依頼書の不備訂正

5月31日

- ・加入依頼書を取りまとめ、日医へ送付
加入依頼書の不備に関し、日医からの照会に対する回答は6月24日までに(第二次不備訂正)

- ・都道府県医師会からの加入依頼書締切

6月30日

7月1日

- ・保険会社あて加入依頼書の提出と申込み手続き

— 保 険 開 始 —

7月下旬

- ・「掛金集金資料」に基づく掛金の集金
- ・「被保険者明細表」が日医から送付される。
- ・集金した掛金を日医へ送金
「掛金集金結果通知書」及び「掛金集金資料」を日医へ送付

- ・「掛金集金資料」を都道府県医師会へ送付
- ・「被保険者明細表」を都道府県医師会へ送付
- ・「被保険者証」を加入者へ送付

9月30日

- ・都道府県医師会から、日医あて、掛金の送金の期限

10月中旬

- ・日本医師会より制度運営に関わる経費が送金される。

- ・集金不能者あて解除通知
- ・保険会社へ、保険料の支払い
- ・都道府県医師会へ制度運営に関わる経費を送金

*

は 7月1日に満期を迎える加入者のために作成される資料および手続き
注：詳しくは「日医医賠償特約保険 事務の手引」ご参照